

児童通所施設の利用手続き

児童通所施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）利用に必要な書類等は以下のとおりです。児童通所受給者証の交付までにはお時間がかかりますので、ご承知おき下さい。

●申請書類

	書類	説明
1	通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書	児童発達支援、放課後等デイサービスを利用するための申請用紙です。
2	世帯状況申告書・課税情報取得同意書	利用者負担額の算定に必要です。
	又は、区民税課税（非課税）証明書	上の書類で同意された方は不要です。
3	（児童）相談支援給付費支給申請書	相談支援を利用するための申請用紙です。
4	（児童）相談支援依頼（変更）届出書	相談支援事業者を届け出る書類です。

◎「児童支援利用計画」を相談支援事業者に依頼しない場合

	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援利用計画案（セルフプラン） ・ 〃 【週間計画表】 ・セルフプランの提出について 	保護者による計画作成（セルフプラン）の場合、左記の3点をお願いしています。
--	---	---------------------------------------

●意見書類

5	医師意見書	児童通所（療育）の必要性について医師からの意見が書かれたもの。 ※1 児童通所施設を初めて利用する場合に必要です。障害者手帳のある場合や、区立総合福祉センターやげんきに通所している又は通所が必要と判断されている場合は不要です。
6	児童通所施設からの意見書	利用予定の児童通所施設から1ヶ月あたりの利用日数などについて記載されたもの。2ヶ所以上の施設に通所する場合は、それぞれ必要です。

上記5・6は、区で定めた様式は特にありません。病院や施設による書類で結構です。

※1 重症心身障害のお子さんの場合、別に意見書をお願いする場合があります。

●マイナンバー制度に基づく個人番号確認・身元確認

7	個人番号が確認できるもの 通知カード ※2	マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は、そちらをお願いします。
8	身元確認ができる書類 ※3 運転免許証や健康保険証 又は、現在お持ちの児童通所受給者証など	写真のある身分証明書の場合は1点 写真の無い身分証明書の場合は2点

※2 保護者及び児童のもの

※3 お手続きをされる保護者のもの

児童通所施設の概要

成長・発達の気になるお子さんの療育の場所として、児童通所施設があります。利用にあたっては児童通所受給者証が必要です。区の総合支所保健福祉課でお手続き下さい。

●全般

児童通所の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童発達支援」 - 就学前のお子さんの通所です。 ・「放課後等デイサービス」 - 就学しているお子さんの通所です。
見学や体験利用	<ul style="list-style-type: none"> ・曜日や時間、プログラムは、施設により異なります。施設見学や体験利用をされ、お子さんに適した施設をご利用下さい。
利用日数	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者が作成する「児童支援利用計画」に記載された日数で利用できます。 ・1 ヶ月に 23 日利用が上限です。 ・区保健福祉課から通所利用のための受給者証が届いたら、必ず通所先に提示して下さい。
1 日 1 ヶ所利用	<ul style="list-style-type: none"> ・日中に 1 ヶ所利用した後、夕方にもう 1 ヶ所を利用できないかとのお問合せがありますが、こうした利用はできません。特に夏休み期間中など御注意ください。

●児童支援利用計画

相談支援事業者による計画作成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童通所の利用にあたり、児童通所施設の適切かつ計画的な利用のため、相談支援事業者による「児童支援利用計画」が必要です。 ・相談支援事業者の一覧については、お問合せください。
保護者による計画作成（セルフプラン）	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者に計画作成を依頼しない場合や、希望する相談支援事業者が一杯で見つからない場合には、保護者による計画作成（セルフプラン）も可能です。 ・セルフプランの場合、保護者から通所先へプランを提出してください。

●利用者負担

通所利用 1 回ごとに、厚生労働省が定めた額の 1 割を負担します。世帯の課税状況により 1 ヶ月の負担上限が設定されます（負担上限月額）。

課税状況	負担上限月額
区民税非課税	0 円
区民税所得割額 28 万円未満	4,600 円
// 28 万円以上	37,200 円

* 未就学児の兄又は姉が、幼稚園等に通っている、若しくは児童通所施設を利用している場合に、利用者負担の軽減があります。詳しくはお問合せ下さい。